別紙２

松江市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成１４年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（次頁参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　令和６年１１月５日（火）１３：４５～１４：３０
　　１４：４０～１５：２５
　　令和６年１１月６日（水）　９：５５～１０：４０
　　１０：５０～１１：３５
　　１１：４５～１２：３０

２　場　所　　松江市立東出雲中学校
　　松江市東出雲町揖屋１２５１―１

３　講　師　　公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員

４　対象者　　松江市立東出雲中学校　第３学年（５クラス）

５　内　容　　シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の仕組み、模擬立入検査等

※　独占禁止法教室当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、令和６年１１月１日（金）１２時までに、当支所に御一報ください。

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に、市場経済の仕組みと競争の重要性を理解していただくため、市場経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、身近な消費生活を題材として、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業内容

○ゲーム形式
○グループディスカッション形式
○事例紹介
○模擬立入検査・模擬事情聴取
○公正取引委員会職員による経験談　等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※　授業内容は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。
※　費用は無料です（講師の旅費、教材費等は全て当方が負担します）。

独占禁止法教室の授業風景

独占禁止法教室の感想

○　自分たちの住んでいる社会の経済の仕組みが市場経済なのだということがわかった。自分が社会人になってもカルテルなどはしないようにしようと思いました。（中学生）
○　独占禁止法教室を契機として、もっと法律や経済について学びたくなった。（大学生）
○　シミュレーションゲームや寸劇で分かりやすく説明していただき、生徒は独占禁止法や公正取引委員会の仕事の内容について理解を深めることができました。（先生）

独占禁止法教室の実績（中国地区）

年度	中学校	高校	大学
Ｒ３年度	７校	１校	５校
Ｒ４年度	７校	２校	１０校
Ｒ５年度	１１校	４校	９校

【問い合わせ先】
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所　中国支所
総務課　担当：細淵
ＴＥＬ　０８２－２２８－１５０１（直通）